

《福岡県外国人技能実習生受入組合連絡協議会》 情報通信 第268号

今回のテーマ「特定技能・育成就労制度の運用に関する有識者会議」について

「第3回特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議」(5/20開催)資料は、出入国在留管理庁HPにて公開されています。
 (下記は資料の一部です。全文はHPをご覧ください。)

特定技能制度及び育成就労制度の分野別運用方針に向けた作業開始について②
 【受入れ対象分野概要(案)】



所管	分野(※1)	業務区分数	業務区分(※2)	有効求人倍率(※3)
厚生労働省	介護	1	・介護	4.32
	ビルクリーニング	1	・ビルクリーニング	2.43
	リネンサプライ(P)	1(P)	・リネンサプライ(P)	4.30
経済産業省	工業製品製造業(※4)	10 → 18(P)	・機械金属加工 ・電気電子機器組立て ・金属表面処理 ・紙器・段ボール箱製造 ・コンクリート製品製造 ・RPF製造 ・陶磁器製品製造 ・印刷・製本 ・紡織製品製造 ・縫製 ・電線・ケーブル製造(P) ・フレハブ製造(P) ・家具製造(P) ・定形耐火物製造(P) ・不定形耐火物製造(P) ・生コンクリート製造(P) ・ゴム製品製造(P) ・かばん製造(P)	2.85
国土交通省	建設	3	・土木 ・建築 ・ライフライン・設備	5.48
	造船・船用工業	3	・造船 ・船用機械 ・船用電気電子機器	4.63
	自動車整備	1 → 2(P) (※5)	・自動車整備 ・車体整備(P)	5.29
	航空	2	・空港グランドハンドリング ・航空機整備	4.50
	宿泊	1	・宿泊	4.83
	自動車運送業	3	・トラック運転者 ・タクシー運転者 ・バス運転者	3.13
	鉄道	5 → 6(P)	・軌道整備 ・電気設備整備 ・車両整備 ・車両製造 ・運輸係員 ・駅・車両清掃(P)	3.66
物流倉庫(P)	1(P)	・物流倉庫(P)	1.92	

- ※1 グレー字は、新規追加することについて業所管省庁の要望を踏まえ検討・精査中の分野・業務区分
- ※2 緑字は、既存の業務区分の中で業務を追加することについて業所管省庁の要望を踏まえ検討・精査中の業務区分
 「業務区分」とは、特定産業分野又は育成就労産業分野内で、従事させる業務において要する相当程度の知識又は経験を必要とする技能の範囲を画するとともに、転職の範囲を画するものとして当該分野に係る分野別運用方針において規定されるもの
- ※3 既存の分野は、令和6年10月から12月の間の有効求人倍率であり、令和7年度に新規追加する分野は、直近年度(令和5年度)時点において算出した有効求人倍率
- ※4 工業製品製造業分野の既存の業務区分については、対象の産業に15産業を追加すること等を検討中
- ※5 自動車整備分野については、1つの業務区分を「自動車整備」と「車体整備」の2区分に切り分けることを検討中

特定技能制度及び育成就労制度の分野別運用方針に向けた作業開始について②
 【受入れ対象分野概要(案)】



所管	分野(※1)	業務区分数	業務区分(※1)	有効求人倍率(※2)
農林水産省	農業	2	・耕種農業全般 ・畜産農業全般	2.01
	漁業	2	・漁業 ・養殖業	2.15
	飲食品製造業	1 → 2(P) (※3)	・飲食品製造業(※4) ・水産加工業(P)	2.98
	外食業	1	・外食業	4.28
	林業	1	・林業	2.41
	木材産業	1	・木材産業	2.73
環境省	資源循環(P)	1(P)	・廃棄物処分業(中間処理)(P)	3.06

- ※1 グレー字は、新規追加することについて業所管省庁の要望を踏まえ検討・精査中の分野・業務区分
 「業務区分」とは、特定産業分野又は育成就労産業分野内で、従事させる業務において要する相当程度の知識又は経験を必要とする技能の範囲を画するとともに、転職の範囲を画するものとして当該分野に係る分野別運用方針において規定されるもの
- ※2 既存の分野は、令和6年10月から12月の間の有効求人倍率であり、令和7年度に新規追加する分野は、直近年度(令和5年度)時点において算出した有効求人倍率
- ※3 飲食品製造業分野については、1つの業務区分を「飲食品製造業」と「水産加工業」の2区分に切り分けることを検討中
- ※4 飲食品製造業業務区分については、対象の産業に1産業を追加することを検討中